

佐賀県規則第26号

佐賀県農林事務所管理規則の一部を改正する規則

佐賀県農林事務所管理規則（昭和40年佐賀県規則第51号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>（職制） 第6条 略 2・3 略 <u>4 杵藤農林事務所に農林調整監を置くことができる。</u></p> <p>（職務） 第7条 略 <u>2 農林調整監は、上司の命を受けて、農林事務所の分掌事務の一部を掌理する。</u> <u>3～8 略</u></p> <p>（所長の専決事項） 第9条 略 2 <u>農林調整監、</u>副所長、課長及び課の係長は、所長が専決することができる事務のうち、所長が定めるものを専決することができる。 3 略</p>	<p>（職制） 第6条 略 2・3 略</p> <p>（職務） 第7条 略 <u>2～7 略</u></p> <p>（所長の専決事項） 第9条 略 2 副所長、課長及び課の係長は、所長が専決することができる事務のうち、所長が定めるものを専決することができる。 3 略</p>

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。